



鳥取県公報

令和5年12月15日(金)
第9556号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (578) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (2件) (579・580) (企業支援課) 2
	公共測量の終了 (581) (県土総務課) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (582) (中部総合事務所県民福祉局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (583) (〃) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (584) (西部総合事務所県民福祉局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (585) (〃) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (50) 4
◇ 公 告	宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告 (住宅政策課) 4
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
ウエルシア薬 局株式会社	東京都千代田区外神 田二丁目2-15	ウエルシア薬局倉 吉厚生病院東口店	倉吉市東巖城町173	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和5年12月 1日

鳥取県告示第579号

令和5年鳥取県告示第372号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ラ・ムー日吉津店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
日吉津村
- 2 意見の概要
 - (1) 騒音の基準値を超えている箇所について、事前の有効な対策を実施するとともに、騒音の発生防止を徹底すること。
 - (2) 交通安全上及び防犯上の観点から営業時間を短縮すること。
 - (3) 夜間の警備を徹底すること。
 - (4) 夜間の照明について、光害に注意すること。
 - (5) 交差点における交通について、事前の具体的な対策を示し対応を図ること。
 - (6) 店舗周辺において歩行者の安全に十分配慮すること。
 - (7) 鳥取県景観計画及び鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）への適合について確認し対応すること。
 - (8) 近隣住民から生活環境への配慮について意見がある場合は、誠実に対応すること。
- 3 縦覧に供する期間
令和5年12月15日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総合政策課

鳥取県告示第580号

令和5年鳥取県告示第407号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）カインズ日吉津店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
日吉津村
- 2 意見の概要
 - (1) 交差点における交通について、事前の具体的な対策を示し対応を図ること。
 - (2) 店舗周辺において歩行者の安全に十分配慮すること。
 - (3) 鳥取県景観計画及び鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）への適合について確認し対応すること。
 - (4) 近隣住民から生活環境への配慮について意見がある場合は、誠実に対応すること。
- 3 縦覧に供する期間
令和5年12月15日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総合政策課

鳥取県告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業地域 米子市
- 3 終了年月日 令和5年11月2日

鳥取県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 房修会	久米の郷さくら通所 リハビリテーション センター	倉吉市福光225	令和5年11月 27日	令和5年7月 26日	通所リハビリテ ーション

鳥取県告示第583号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 房修会	久米の郷さくら通所 リハビリテーション センター	倉吉市福光225	令和5年11月 27日	令和5年7月 26日	介護予防通所リ ハビリテーショ ン

鳥取県告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
アイプラス調 剤薬局株式会 社	アイプラス薬局四日 市店	米子市四日市町50 - 2	令和5年11月 30日	令和5年12月 31日	居宅療養管理指 導

鳥取県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
アイプラス調 剤薬局株式会 社	アイプラス薬局四日 市店	米子市四日市町50 - 2	令和5年11月 30日	令和5年12月 31日	介護予防居宅療 養管理指導

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第50号**

令和5年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和5年12月21日（木） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

公 告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名

有限会社夏目不動産 代表取締役 夏目 恵一

2 宅地建物取引業者の事務所の所在地

鳥取市吉方温泉四丁目105

3 免許証番号

鳥取県知事(15)第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字菅原頭4438の1

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和5年11月6日付農林水産省告示第1461号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年12月15日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年1月16日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年1月23日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年1月30日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃
固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
- (1) 調達物品の名称及び数量
除雪トラック（7トン級）（八頭県土） 1台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年10月31日（木）
- (4) 納入場所
八頭郡八頭町郡家380-6 鳥取県八頭県土整備事務所車両基地
- (5) 入札方法
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第

5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年12月20日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和5年12月15日（金）から令和6年1月16日（火）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月16日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年1月29日(月)から同年2月2日(金)までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月1日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年2月2日(金)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年1月16日(火)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck (7 t class) Quantity
1

(2) January 16, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification
confirmation

(3) February 2, 2024 noon : Time-limit for submission of tenders

(February 1, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs
Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570,
Japan TEL : 0857-26-7432